



宮 崎 県 公 報

平成22年11月30日（火曜日）号外 第 97 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

頁

例……………（人事課） 1
○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改
正する条例……………（ “ ） 38
○市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一
部を改正する条例……………（教育庁） 41

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第43号）

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、平成22年の公民較差に基づく県職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年12月1日から施行することとしました。

◎ 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第44号）

1 改正の理由及び主な内容

特別職の国家公務員等に準じて、本県特別職に係る平成22年12月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年12月1日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

平成22年の人事委員会勧告等を踏まえ、義務教育等教員特別手当及び給料表の改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年12月1日から施行することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第43号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 8 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条から第 8 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員	（期末手当） 第 8 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条から第 8 条の 3 まで及び附則第13項第 6 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日

会規則で定める日（次条及び第 8 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 9 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 150 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第 3 条第 5 項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 130 を乗じて得た額、第 3 条第 5 項に規定する職員にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 65、12 月に支給する場合においては 100 分の 85 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 130」とあるのは「100 分の 75」と、「100 分の 65」とあるのは「100 分の 35」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 45」とする。

- 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 〔略〕

（勤勉手当）

第 8 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合

の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第 8 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 9 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 135 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第 3 条第 5 項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 及び附則第 16 項において「特定管理職員」という。）にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 115 を乗じて得た額、第 3 条第 5 項に規定する職員にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 65、12 月に支給する場合においては 100 分の 75 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 135」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 115」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 65」とあるのは「100 分の 35」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 40」とする。

- 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第 13 項第 6 号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 〔略〕

（勤勉手当）

第 8 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び 附則第 13 項第 7 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び 附則第 13 項第 7 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す

計額を加算した額に 100分の70（特定管理職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の80を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

附 則

1～12 〔略〕

る地域手当の月額合計額を加算した額に 100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の75を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の30（特定管理職員にあっては、100分の40）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

附 則

1～12 〔略〕

13 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（第3条第5項に規定する職員及び再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）給料月額 当該特定職員の給料月額に 100分の1を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100分の99を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））

（2）地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

（3）定時制通信教育手当 当該特定職員の定時制通信教育手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第6条の3第1項に規定する割合を乗じて得た額）

（4）産業教育手当 当該特定職員の産業教育手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第6条の4第1項に規定する割合を乗じて得た額）

（5）農林漁業普及指導手当 当該特定職員の農林漁業普及指導手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第6条の5第2項に規定する割合を乗じて得た額）

（6）期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額（第8条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同

項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

（7） 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額（第 8 条の 4 第 4 項において準用する第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 8 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 8 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

（8） 第 9 条の 2 第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 9 条の 2 第 1 項 前各号に定める額

イ 第 9 条の 2 第 2 項又は第 3 項 第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 9 条の 2 第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 9 条の 2 第 6 項 第 6 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6 級
公安職給料表	7 級
教育職給料表(一)	4 級
教育職給料表(二)	4 級
研究職給料表	5 級
医療職給料表(二)	6 級
医療職給料表(三)	6 級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

15 附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 6 条の 7 から第 6 条の 9 まで及び第 8 条の 9 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 8 条の 8 の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び人事委員会規則で定める額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及び人事委員会規則で定める額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

16 附則第 13 項の規定が適用される間、第 8 条の 4 第 2 項第 1 号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 0.65（特定管理職員にあつては、100 分の 0.85）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 65（特定管理職員にあつては、100 分の 85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	

	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任用 職員以 外の職 員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	425,300			
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	426,000			
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	426,700			
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	427,200			
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
	86	239,700	295,700	344,500	385,700	403,200				
	87	240,400	296,100	345,000	386,300	403,900				
	88	241,100	296,500	345,500	386,900	404,600				

	89	241,900	296,800	345,900	387,600	405,100				
	90	242,400	297,200	346,400	388,200	405,800				
	91	242,900	297,600	346,900	388,800	406,500				
	92	243,400	298,000	347,400	389,400	407,200				
	93	243,700	298,200	347,700	390,100	407,700				
	94		298,600	348,200	390,700					
	95		299,000	348,700	391,300					
	96		299,400	349,200	391,900					
	97		299,600	349,500	392,600					
	98		300,000	350,000	393,200					
	99		300,400	350,500	393,800					
	100		300,800	351,000	394,400					
	101		301,000	351,300	395,100					
	102		301,400	351,700						
	103		301,800	352,100						
	104		302,200	352,500						
	105		302,400	353,000						
	106		302,800	353,400						
	107		303,200	353,800						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200	355,100						
	111		304,600	355,500						
	112		305,000	355,900						
	113		305,200	356,400						
	114		305,600							
	115		306,000							
	116		306,400							
	117		306,600							
	118		306,900							
	119		307,200							
	120		307,500							
	121		307,900							
	122		308,200							
	123		308,500							
	124		308,800							
	125		309,200							
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 9 条及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900

再任用 職員以 外の職 員	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000		
	77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700		
	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500	456,300		
	79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100	456,900		
	80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700	457,500		
	81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300	458,200		
	82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900			
	83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500			
	84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100			
	85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700			
	86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500	436,300			
	87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100	436,900			
	88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700	437,500			

89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300	438,100
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900	
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500	
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100	
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700	
94	302,800	327,000	355,200	390,100	426,300	
95	304,100	328,400	356,700	390,700	426,900	
96	305,400	329,800	358,200	391,300	427,500	
97	306,500	331,200	359,600	391,800	428,100	
98	307,700	332,600	360,800	392,400	428,700	
99	308,900	334,000	361,900	393,000	429,300	
100	310,100	335,400	363,100	393,600	429,900	
101	311,300	336,900	364,400	394,100	430,500	
102	312,400	338,200	365,500	394,700		
103	313,500	339,500	366,700	395,300		
104	314,600	340,800	367,900	395,900		
105	315,600	342,000	369,200	396,400		
106	316,300	343,100	369,800	396,900		
107	317,000	344,200	370,400	397,400		
108	317,700	345,300	371,000	397,900		
109	318,400	346,500	371,700	398,200		
110	319,100	347,500	372,300	398,700		
111	319,800	348,500	372,900	399,200		
112	320,500	349,500	373,500	399,700		
113	321,300	350,600	374,000	400,100		
114	322,100	351,600	374,600	400,600		
115	322,900	352,600	375,200	401,100		
116	323,700	353,600	375,800	401,600		
117	324,300	354,700	376,300	402,000		
118	325,100	355,300	376,900	402,500		
119	325,900	355,900	377,500	403,000		
120	326,700	356,500	378,100	403,500		
121	327,400	357,000	378,500	403,900		
122	327,900	357,500	379,100	404,400		
123	328,400	358,000	379,700	404,900		
124	328,900	358,500	380,300	405,400		
125	329,200	359,000	380,800	405,800		
126		359,500	381,300	406,300		
127		360,000	381,800	406,800		
128		360,500	382,300	407,300		
129		361,000	382,600	407,700		
130		361,500	383,100	408,200		
131		361,900	383,600	408,700		
132		362,400	384,100	409,200		

	133		362,900	384,400	409,600					
	134		363,400	384,900						
	135		363,900	385,300						
	136		364,400	385,800						
	137		364,700	386,100						
	138		365,100	386,600						
	139		365,600	387,100						
	140		366,100	387,600						
	141		366,400	387,900						
	142		366,900							
	143		367,400							
	144		367,900							
	145		368,200							
再任用 職員		240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,200
	14	234,100	302,800	360,000	439,500
	15	236,500	305,300	362,600	441,900
	16	238,900	307,800	365,200	444,200
	17	241,100	310,200	367,900	446,600
	18	244,200	313,000	370,200	449,000
	19	247,300	315,800	372,500	451,400
	20	250,400	318,600	374,800	453,800
	21	253,500	321,200	377,000	456,300
	22	256,600	324,000	379,100	458,700
	23	259,700	326,800	381,200	461,100
	24	262,800	329,600	383,300	463,500
	25	265,800	332,100	385,300	465,900
	26	268,800	334,600	387,200	468,300
	27	271,800	337,100	389,100	470,700
	28	274,800	339,600	391,000	473,100
	29	277,800	342,000	393,000	475,500
	30	280,500	344,200	394,800	477,900
	31	283,200	346,400	396,600	480,200
	32	285,900	348,600	398,400	482,600
	33	288,500	350,900	400,200	485,000
	34	291,400	353,200	402,000	487,300
	35	294,200	355,500	403,800	489,600
	36	297,000	357,800	405,600	491,900
	37	299,800	359,900	407,200	494,200
	38	302,100	362,000	408,900	496,200
	39	304,400	364,100	410,600	498,200
	40	306,700	366,100	412,300	500,200
	41	308,900	368,100	413,700	502,300
	42	310,100	370,000	415,300	504,200
	43	311,300	371,900	416,900	506,100
	44	312,500	373,800	418,500	508,000

	45	313,600	375,800	419,900	510,000
	46	314,800	377,600	421,500	511,900
	47	316,000	379,400	423,100	513,800
	48	317,200	381,200	424,700	515,700
	49	318,200	383,100	426,300	517,700
	50	319,300	384,900	427,600	519,500
	51	320,400	386,700	428,900	521,400
	52	321,500	388,500	430,200	523,300
	53	322,700	389,900	431,400	525,300
	54	323,800	391,400	432,500	527,000
	55	324,900	392,900	433,600	528,700
	56	326,000	394,500	434,700	530,400
	57	327,100	395,900	435,900	532,100
	58	328,200	397,300	437,000	533,400
	59	329,300	398,800	438,100	534,700
	60	330,300	400,300	439,100	536,000
	61	331,400	401,700	440,200	537,300
	62	332,500	403,200	441,300	538,300
	63	333,600	404,700	442,400	539,300
	64	334,700	406,200	443,500	540,300
再任用 職員以 外の職 員	65	335,700	407,600	444,500	541,100
	66	336,800	408,800	445,500	542,000
	67	337,900	410,000	446,500	542,900
	68	339,000	411,200	447,500	543,800
	69	340,000	412,400	448,600	544,700
	70	341,100	413,400	449,600	545,600
	71	342,200	414,400	450,600	546,500
	72	343,300	415,400	451,600	547,400
	73	344,000	416,400	452,700	548,300
	74	345,000	417,300	453,700	549,200
	75	346,000	418,100	454,700	550,100
	76	347,000	419,000	455,700	551,000
	77	348,100	419,700	456,700	551,900
	78	349,100	420,300	457,400	
	79	350,100	420,900	458,100	
	80	351,100	421,500	458,800	
	81	352,100	422,100	459,600	
	82	353,100	422,700	460,300	
	83	354,100	423,300	461,000	
	84	355,100	423,900	461,700	
	85	356,000	424,400	462,200	
	86	356,700	425,000	462,900	
	87	357,400	425,600	463,600	
	88	358,100	426,200	464,300	

	89	358,900	426,700	464,800	
	90	359,500	427,300		
	91	360,100	427,900		
	92	360,700	428,500		
	93	361,300	428,900		
	94	361,700	429,400		
	95	362,200	429,900		
	96	362,700	430,400		
	97	363,300	431,000		
	98	363,800	431,500		
	99	364,300	432,000		
	100	364,800	432,500		
	101	365,300	433,100		
	102	365,800	433,600		
	103	366,300	434,100		
	104	366,800	434,600		
	105	367,400	435,200		
	106	367,900			
	107	368,400			
	108	368,900			
	109	369,500			
	110	370,000			
	111	370,500			
	112	371,000			
	113	371,600			
	114	372,100			
	115	372,600			
	116	373,100			
	117	373,600			
	118	374,100			
	119	374,600			
	120	375,100			
	121	375,600			
	122	376,100			
	123	376,600			
	124	377,100			
	125	377,600			
	126	378,100			
	127	378,600			
	128	379,100			
	129	379,600			
	指定 1				724,000
	指定 2				780,000
	指定 3				838,000

再任用 職員		286,500	298,600	321,000	407,300
-----------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	348,100	405,500	
	39	219,900	281,000	350,300	407,100	
	40	221,700	283,600	352,500	408,700	
	41	223,600	286,100	354,700	410,400	
	42	225,400	288,700	356,800	412,000	
	43	227,200	291,200	358,900	413,600	
	44	229,000	293,700	361,000	415,200	

	45	230,900	296,000	363,100	416,900
	46	232,600	298,700	365,200	418,500
	47	234,300	301,400	367,200	420,100
	48	236,000	304,100	369,300	421,700
	49	237,600	306,600	371,200	423,400
	50	239,300	309,100	373,100	425,000
	51	241,000	311,600	375,100	426,600
	52	242,700	314,100	377,100	428,200
	53	244,100	316,500	379,100	429,900
	54	245,800	318,700	380,900	431,500
	55	247,400	320,900	382,700	433,100
	56	249,100	323,100	384,500	434,700
	57	250,600	325,400	386,200	436,400
	58	252,200	327,600	387,900	438,000
	59	253,800	329,800	389,600	439,500
	60	255,400	331,900	391,300	441,100
	61	257,000	334,100	393,000	442,800
	62	258,600	336,300	394,500	444,400
	63	260,200	338,500	396,000	446,000
	64	261,700	340,700	397,400	447,600
	65	263,200	342,900	398,900	449,300
	66	264,900	345,100	400,400	450,900
	67	266,500	347,300	401,900	452,500
	68	268,200	349,500	403,400	454,100
	69	269,700	351,500	404,900	455,700
	70	271,200	353,600	406,300	457,300
	71	272,700	355,700	407,700	458,900
	72	274,200	357,800	409,100	460,500
再任用 職員以 外の職 員	73	275,500	359,600	410,500	462,000
	74	276,900	361,500	411,900	463,000
	75	278,300	363,500	413,300	464,000
	76	279,700	365,400	414,700	465,000
	77	281,100	367,400	416,100	465,800
	78	282,300	369,100	417,500	
	79	283,500	370,800	418,800	
	80	284,700	372,500	420,200	
	81	286,000	374,200	421,600	
	82	287,200	375,700	422,900	
	83	288,400	377,200	424,200	
	84	289,600	378,700	425,500	
	85	290,900	380,200	426,800	
	86	292,100	381,700	428,000	
	87	293,300	383,200	429,200	
	88	294,500	384,700	430,400	

89	295,700	386,100	431,600
90	296,900	387,500	432,700
91	298,100	388,900	433,800
92	299,300	390,300	434,900
93	300,100	391,800	436,000
94	301,300	393,100	437,100
95	302,500	394,400	438,200
96	303,700	395,700	439,300
97	304,700	397,100	440,400
98	305,800	398,100	441,200
99	306,900	399,200	442,000
100	308,000	400,300	442,800
101	308,900	401,400	443,600
102	310,000	402,500	444,200
103	311,100	403,600	444,800
104	312,200	404,700	445,400
105	313,100	405,600	445,900
106	314,000	406,600	446,500
107	314,900	407,600	447,100
108	315,800	408,600	447,700
109	316,800	409,500	448,300
110	317,400	410,400	
111	318,000	411,300	
112	318,600	412,200	
113	319,300	412,900	
114	319,800	413,700	
115	320,300	414,500	
116	320,800	415,300	
117	321,400	416,100	
118	321,900	416,900	
119	322,400	417,600	
120	322,900	418,400	
121	323,500	419,200	
122	324,000	419,700	
123	324,500	420,200	
124	325,000	420,700	
125	325,600	421,100	
126	326,000	421,600	
127	326,400	422,100	
128	326,800	422,600	
129	327,100	423,000	
130	327,500	423,500	
131	327,900	424,000	
132	328,300	424,500	

	133	328,500	424,900			
	134	328,800	425,400			
	135	329,100	425,900			
	136	329,400	426,400			
	137	329,800	426,800			
	138	330,000				
	139	330,300				
	140	330,600				
	141	330,900				
	142	331,200				
	143	331,500				
	144	331,800				
	145	332,100				
	146	332,400				
	147	332,700				
	148	333,000				
	149	333,200				
	150	333,500				
	151	333,800				
	152	334,100				
	153	334,300				
	154	334,600				
	155	334,900				
	156	335,200				
	157	335,400				
	158	335,700				
	159	336,000				
	160	336,300				
	161	336,500				
	162	336,800				
	163	337,100				
	164	337,400				
	165	337,600				
	166	337,900				
	167	338,200				
	168	338,500				
	169	338,700				
	170	339,000				
	171	339,300				
	172	339,600				
	173	339,800				
再任用 職員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考(1) この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500

	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
再任用 職員以 外の職 員	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		
	81	271,800	328,800	399,500		
	82	273,100	329,600	400,200		
	83	274,400	330,300	400,900		
	84	275,700	331,100	401,600		
	85	276,900	332,000	402,200		
	86	278,200	332,600	402,900		
	87	279,500	333,200	403,600		
	88	280,800	333,800	404,300		

	89	281,900	334,200	404,900		
	90	283,100	334,800	405,600		
	91	284,300	335,400	406,300		
	92	285,500	336,000	407,000		
	93	286,600	336,400	407,600		
	94	287,600	336,900	408,300		
	95	288,600	337,400	409,000		
	96	289,600	337,900	409,700		
	97	290,200	338,500	410,300		
	98	291,100	339,000	411,000		
	99	292,000	339,500	411,700		
	100	292,900	340,000	412,400		
	101	293,800	340,600	413,000		
	102	294,500	341,100	413,700		
	103	295,200	341,600	414,400		
	104	295,900	342,100	415,100		
	105	296,700	342,700	415,700		
	106	297,200	343,200			
	107	297,700	343,700			
	108	298,200	344,200			
	109	298,700	344,800			
	110	299,100	345,300			
	111	299,500	345,800			
	112	299,900	346,300			
	113	300,300	346,900			
	114	300,700	347,400			
	115	301,100	347,900			
	116	301,500	348,400			
	117	301,900	349,000			
	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用 職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700

	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
再任用 職員以 外の職 員	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
	86		292,200	329,700	351,600	396,400		
	87		292,500	330,000	352,000	397,000		
	88		292,800	330,400	352,400	397,600		

	89		293,200	330,900	352,900	398,300		
	90		293,500	331,300	353,300	398,900		
	91		293,800	331,700	353,700	399,500		
	92		294,100	332,100	354,100	400,100		
	93		294,500	332,600	354,600	400,800		
	94		294,800	332,900	355,000			
	95		295,100	333,300	355,400			
	96		295,400	333,700	355,800			
	97		295,800	333,900	356,300			
	98		296,100	334,300	356,700			
	99		296,400	334,700	357,100			
	100		296,700	335,100	357,500			
	101		297,100	335,300	358,000			
	102		297,400	335,700	358,400			
	103		297,700	336,100	358,800			
	104		298,000	336,500	359,200			
	105		298,300	336,700	359,700			
	106			337,100				
	107			337,500				
	108			337,900				
	109			338,100				
	110			338,500				
	111			338,900				
	112			339,300				
	113			339,500				
再任用 職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700

	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
再任用	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
職員以	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
外の職	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
員	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	

89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	402,700
95	284,600	319,000	354,300	373,400	403,300
96	285,600	319,800	355,000	373,900	403,900
97	286,500	320,500	355,500	374,500	404,400
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		
122	299,900	332,100	367,900		
123	300,300	332,500	368,400		
124	300,700	332,900	368,900		
125	300,900	333,100	369,300		
126	301,300	333,500			
127	301,700	333,900			
128	302,100	334,300			
129	302,300	334,600			
130	302,700	335,000			
131	303,100	335,400			
132	303,500	335,800			

	133	303,700	336,100				
	134	304,100	336,500				
	135	304,500	336,900				
	136	304,900	337,300				
	137	305,100	337,600				
	138	305,500	338,000				
	139	305,900	338,400				
	140	306,300	338,800				
	141	306,500	339,100				
	142	306,900	339,500				
	143	307,300	339,900				
	144	307,700	340,300				
	145	307,900	340,600				
	146	308,300	341,000				
	147	308,700	341,400				
	148	309,100	341,800				
	149	309,300	342,100				
	150	309,600	342,500				
	151	309,900	342,900				
	152	310,200	343,300				
	153	310,600	343,600				
	154	310,900					
	155	311,200					
	156	311,500					
	157	311,900					
	158	312,200					
	159	312,500					
	160	312,800					
	161	313,200					
	162	313,500					
	163	313,800					
	164	314,100					
	165	314,500					
	166	314,800					
	167	315,100					
	168	315,400					
	169	315,800					
再任用 職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、<u>第 3 号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 前 2 号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500 円 2・3 〔略〕 (期末手当) 第 8 条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 125</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 135</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第 3 条第 5 項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 及び附則第 16 項において「特定管理職員」という。）にあつては 6 月に支給する場合においては <u>100 分の 105</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 115</u> を乗じて得た額、第 3 条第 5 項に規定する職員にあつては 6 月に支給する場合においては <u>100 分の 65</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 75</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 65</u>」と、「<u>100 分の 135</u>」とあるのは「<u>100 分の 80</u>」と、「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 55</u>」と、「<u>100 分の 115</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、「<u>100 分の 65</u>」とあるのは「<u>100 分の 35</u>」と、「<u>100 分の 75</u>」とあるのは「<u>100 分の 40</u>」とする。 4～6 〔略〕 (勤勉手当) 第 8 条の 4 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員	(初任給調整手当) 第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、<u>第 3 号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内、<u>第 4 号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 3 万円 (4) 前 3 号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500 円 2・3 〔略〕 (期末手当) 第 8 条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 122.5</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 137.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第 3 条第 5 項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 及び附則第 16 項において「特定管理職員」という。）にあつては 6 月に支給する場合においては <u>100 分の 102.5</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 117.5</u> を乗じて得た額、第 3 条第 5 項に規定する職員にあつては 6 月に支給する場合においては <u>100 分の 62.5</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 77.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 65</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 80</u>」と、「<u>100 分の 102.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 55</u>」と、「<u>100 分の 117.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、「<u>100 分の 62.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 32.5</u>」と、「<u>100 分の 77.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 42.5</u>」とする。 4～6 〔略〕 (勤勉手当) 第 8 条の 4 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第7号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の75を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の30（特定管理職員にあっては、100分の40）を乗じて得た額の総額

イ 〔略〕

3～5 〔略〕

附 則

1～15 〔略〕

16 附則第13項の規定が適用される間、第8条の4第2項第1号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100分の0.65（特定管理職員にあっては、100分の0.85）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に 100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第7号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の77.5を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の32.5（特定管理職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額の総額

イ 〔略〕

3～5 〔略〕

附 則

1～15 〔略〕

16 附則第13項の規定が適用される間、第8条の4第2項第1号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100分の0.675（特定管理職員にあっては、100分の0.875）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に 100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
（給与に関する特例）	（給与に関する特例）																																
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>376,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>425,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>478,000円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>544,000円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>621,000円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>726,000円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>850,000円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>425,000円</u>	3	<u>478,000円</u>	4	<u>544,000円</u>	5	<u>621,000円</u>	6	<u>726,000円</u>	7	<u>850,000円</u>	<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>375,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>424,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>543,000円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>620,000円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>724,000円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>848,000円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	<u>424,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>543,000円</u>	5	<u>620,000円</u>	6	<u>724,000円</u>	7	<u>848,000円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>376,000円</u>																																
2	<u>425,000円</u>																																
3	<u>478,000円</u>																																
4	<u>544,000円</u>																																
5	<u>621,000円</u>																																
6	<u>726,000円</u>																																
7	<u>850,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>375,000円</u>																																
2	<u>424,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>543,000円</u>																																
5	<u>620,000円</u>																																
6	<u>724,000円</u>																																
7	<u>848,000円</u>																																
2～6 〔略〕	2～6 〔略〕																																
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）																																
第8条 〔略〕	第8条 〔略〕																																
2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の	2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の																																

適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」と、職員給与条例第8条の11第2項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」と、職員給与条例第8条の11第2項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与条例の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の145</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、職員給与条例第8条の11第2項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	（給与条例の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の140</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、職員給与条例第8条の11第2項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

附 則

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の 99.76
- (2) 職員給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の 99.68

2・3 [略]

附 則

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の 99.59
- (2) 職員給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の 99.44
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。） 100分の 99.83

2・3 [略]

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 [略]	第10条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。	7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する <u>短期雇用特例被保険者</u> に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。	8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する <u>短期雇用特例被保険者</u> に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
9・10 [略]	9・10 [略]
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 職業に就いたもの <u>雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</u>	(4) 職業に就いたもの <u>雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</u>

(5)・(6) 〔略〕

12・13 〔略〕

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 〔略〕

(5)・(6) 〔略〕

12・13 〔略〕

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 〔略〕

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(一般の派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第8条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ <u>100分の70</u>を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の70を超え 100分の 100以内を支給することができる。</u> 2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u> 3 〔略〕 (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類) 第9条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、<u>当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u>	(一般の派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第8条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、<u>人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の 100以内を支給する。</u> 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。 3 〔略〕 (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与) 第9条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第8条第2項（同条第3項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第9条の2第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附

則第13項又は第7条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成22年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員（職員の給与に関する条例（以下この号及び附則第5項において「給与条例」という。）第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第13項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表（一）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第5条の10第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与条例第6条の2の2の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から72号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表（一）	1 級	1 号給から72号給まで
	2 級	1 号給から52号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から12号給まで
教育職給料表（二）	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	特 2 級	1 号給から48号給まで
	3 級	1 号給から24号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
	5 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表（二）	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表（三）	1 級	1 号給から96号給まで

	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで

（2）平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100分の0.23を乗じて得た額

- 3 平成22年4月1日から施行日までの間において市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の適用を受ける職員その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の適用を受ける職員その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

- 5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、適用される給料表の職務の級における最高の号給を受ける職員及び給与条例第3条第5項に規定する職員を除く。）のうち、平成21年4月1日において給与条例第3条の2第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

- 8 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 [略]	附 則 3 [略] <u>（職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u> 4 職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第8条の2第3項の規定の適用については、同項中「第8条の8」とあるのは、「附則第15項」とする。

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第44号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

- 第1条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額と	（期末手当） 第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額と

する。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「100分の 145」と、「100分の 150」とあるのは「100分の 165」とする。

2 〔略〕

する。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「100分の 145」と、「100分の 135」とあるのは「100分の 150」とする。

2 〔略〕

第 2 条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 140</u> 」と、「 <u>100分の 137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 155</u> 」とする。
2 〔略〕	2 〔略〕

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。	（期末手当） 第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。
2～4 〔略〕	2～4 〔略〕

第 4 条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。	（期末手当） 第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 140</u> 」と、「 <u>100分の 137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 155</u> 」とする。
2～4 〔略〕	2～4 〔略〕

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 5 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。	（期末手当） 第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。
2～4 〔略〕	2～4 〔略〕

第 6 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当）	（期末手当）

第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「100分の 145」と、「100分の 135」とあるのは「100分の 150」とする。

2～4 〔略〕

第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 140」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 155」とする。

2～4 〔略〕

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 7 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。 2～4 〔略〕

第 8 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 140</u> 」と、「 <u>100分の 137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 155</u> 」とする。 2～4 〔略〕

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 9 条 教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。 2～4 〔略〕

第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100分の 150</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 140</u> 」と、「 <u>100分の 137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 155</u> 」とする。 2～4 〔略〕

（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「 <u>100分の150</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」とする。 2～4 〔略〕

第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の145</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の140</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。 2～4 〔略〕

（職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第7項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第14条 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第7項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第45号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（義務教育等教員特別手当） 第5条の3 〔略〕 2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>1万1,700円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3・4 〔略〕 附 則 12 〔略〕	（義務教育等教員特別手当） 第5条の3 〔略〕 2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3・4 〔略〕 附 則 12 〔略〕 <u>（55歳を超える職員の給料月額の減額支給等）</u> 13 第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用については、同項第8号ア中「前各号に定める額」とあるのは「前各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）附

則第14項に定める額」と、同項中

「

給料表	職務の級
行政職給料表	6 級
公安職給料表	7 級
教育職給料表(一)	4 級
教育職給料表(二)	4 級
研究職給料表	5 級
医療職給料表(二)	6 級
医療職給料表(三)	6 級

」

とあるのは

「

給料表	職務の級
教育職給料表	4 級

」

とする。

14 第 6 条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用により給与が減ぜられて支給される職員に対するへき地手当（第 4 条の 3 の規定による手当を含む。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、へき地手当の額から、当該職員の給料月額に対するへき地手当の月額に 100分の 1 を乗じて得た額（当該職員の給料月額に 100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に対するへき地手当の月額）に相当する額を減ずる。

〃

15 前項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表を次のように改める。

別表 教育職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,000
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	462,900
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	463,800
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	464,700
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	

	45	229,900	265,700	360,700	383,500
	46	231,600	268,300	362,400	385,100
	47	233,300	270,800	364,100	386,700
	48	235,000	273,300	365,700	388,300
	49	236,700	275,800	367,200	389,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300
	51	240,100	281,000	370,500	392,800
	52	241,800	283,600	372,200	394,300
	53	243,100	286,100	373,900	395,900
	54	244,800	288,700	375,400	397,300
	55	246,400	291,200	376,900	398,600
	56	248,100	293,700	378,400	399,900
	57	249,600	296,000	379,900	401,400
	58	251,100	298,700	381,300	402,800
	59	252,600	301,400	382,700	404,200
	60	254,100	304,100	384,100	405,600
	61	255,700	306,600	385,400	406,900
	62	257,200	309,100	386,700	408,300
	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
	72	272,300	331,900	398,900	420,600
再任 用職 員以 外の 職員	73	273,600	334,100	400,100	421,600
	74	274,900	336,300	401,200	422,400
	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
	77	278,900	342,700	404,500	424,900
	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300
	81	283,800	350,200	408,500	428,100
	82	285,000	352,000	409,300	428,800
	83	286,200	353,800	410,100	429,500
	84	287,400	355,600	410,900	430,200
	85	288,500	357,100	411,700	430,900
	86	289,500	358,800	412,500	431,600
	87	290,500	360,500	413,300	432,300
	88	291,500	362,100	414,100	433,000

89	292,600	363,800	414,900	433,700
90	293,500	365,100	415,600	434,400
91	294,400	366,500	416,300	435,100
92	295,300	367,900	417,000	435,800
93	295,800	369,400	417,600	436,300
94	296,600	370,700	418,300	
95	297,400	372,000	419,000	
96	298,200	373,300	419,700	
97	299,100	374,700	420,400	
98	299,900	375,800	421,000	
99	300,700	376,900	421,600	
100	301,500	378,000	422,100	
101	302,400	379,200	422,600	
102	302,900	380,300	423,200	
103	303,400	381,400	423,800	
104	303,900	382,500	424,300	
105	304,400	383,500	424,700	
106	304,800	384,500	425,300	
107	305,200	385,400	425,900	
108	305,600	386,400	426,400	
109	305,800	387,300	426,900	
110	306,200	388,300		
111	306,600	389,300		
112	307,000	390,300		
113	307,200	391,100		
114	307,500	392,000		
115	307,800	392,900		
116	308,100	393,800		
117	308,400	394,800		
118	308,700	395,600		
119	309,000	396,400		
120	309,300	397,200		
121	309,500	397,900		
122	309,800	398,700		
123	310,100	399,500		
124	310,400	400,300		
125	310,600	401,000		
126		401,700		
127		402,400		
128		403,100		
129		403,900		
130		404,600		
131		405,300		
132		406,000		

	133		406,500			
	134		407,100			
	135		407,700			
	136		408,300			
	137		408,700			
	138		409,300			
	139		409,900			
	140		410,500			
	141		410,900			
	142		411,500			
	143		412,100			
	144		412,700			
	145		413,100			
	146		413,700			
	147		414,300			
	148		414,900			
	149		415,300			
	150		415,900			
	151		416,500			
	152		417,100			
	153		417,500			
再任 用職 員		225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

備考(1) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において<u>平成21年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等</u>の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の 99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。 （1） 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。） （2）・（3） 〔略〕	附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において<u>次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。</u>）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（市町村立学校職員給与等条例附則第13項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。 （1） <u>平成21年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等</u>の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の 99.59 （2） 前号に掲げる職員以外の職員 100分の 99.83 10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。 （1） 職員の給与に関する条例第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。） （2）・（3） 〔略〕

附 則
（施行期日）

- この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中市町村立学校職員の給与等に関する条例第5条の3第2項の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。
（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号）附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「特地勤務手当（給与条例第6条の2の2の規定による手当を含む。）」とあるのは「へき地手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第4条の3の規定による手当を含む。）」と、
「

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から92号給まで

	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から72号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表(一)	1 級	1 号給から72号給まで
	2 級	1 号給から52号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から12号給まで
教育職給料表(二)	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	特 2 級	1 号給から48号給まで
	3 級	1 号給から24号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
	5 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで

とあるのは

「

給 料 表	職務の級	号 給
教育職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	特 2 級	1 号給から48号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで

とする。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。